

禁止される不適正な取引行為の種類

次のような取引行為を行うことは禁止されます。

1 情報提供義務違反等による
不当勧誘行為

消費者に重要な情報を提供しなかったり、誤解させるような情報、断定的な判断を提供して契約の締結を勧誘すること

この浄水器を付けないと大変なことになるよ!

えっ! 水道の点検じゃなかったの?

3 不当な取引内容・条件を定める行為

消費者の権利を制限したり、義務を重くするなど不当な内容・条件の契約を締結させること

契約書

〇〇.....
.....
いかなる場合も返金いたしません

〇年〇月〇日
甲.....
乙.....

2 威迫・困惑等による
不当勧誘行為

消費者を脅したり、困惑させて契約の締結を勧誘すること

ここにある商品、今日はただであげちゃう! 早いもの勝ち!

最後に高額な布団を売りつけるぞ...

4 不当な履行強制行為

不当な手段により債務の履行等を強制すること

契約したんだから、受講料をいただきます。

え〜っ! 電話で検討するって言っただけなのに〜。

請求書
パソコン講座
受講料